

第5次健康なばり21計画・第3次歯と口腔の健康づくり計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について

1. 計画の概要

（1）策定の目的

第5次健康なばり21計画・第3次歯と口腔の健康づくり計画（以下これらを「本計画」といいます。）は、健康増進法第7条第1項に規定する基本方針に基づき、同法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画と名張市歯と口腔の健康づくり推進条例第8条に基づく市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画とを一体的に策定するものです。

「第5次健康なばり21計画」の策定に当たっては、令和6年度から開始している国の「健康日本21（第三次）」（以下これを「国計画」といいます。）を踏まえ、誰かとつながることが健康増進へもつながることをめざす姿とし、疾病予防及び健康づくりの推進に取り組みます。また、国計画の基本的な方針、「第3次三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21）」を踏まえ、本市の総合計画及び各種計画との整合性を図っています。

（2）計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間とします。

2. 計画の内容

（1）市民のめざす健康像

つながりあって笑顔いっぱいの毎日
～おいしく食べて自然に体が動く～

（2）健康づくり推進の方針

本計画では、健康づくりの方針として、次の項目について定めます。

ア. 健康を支え、守るための社会環境の整備

（ア）誰もが自然に健康になれる環境づくり

（イ）社会とのつながり・心の健康の維持及び向上

イ. 生活習慣の改善と生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進

（ア）栄養・食生活

（イ）身体活動・運動

（ウ）休養・睡眠

(エ) 飲酒・喫煙

(オ) 生活習慣病（がん・循環器・糖尿病）の発症予防・重症化予防

(3) 歯と口腔の健康づくり推進の方針

本計画では、歯と口腔の健康づくり推進の方針として、次の項目について定めます。

ア．歯と口腔の健康づくりを推進する方向性

イ．一生涯を通じた歯と口腔の健康づくり